

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第十一号

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(佐賀県情報公開条例の一部改正)

第一条 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条の二」に改める。

第二条第一項中「内水面漁場管理委員会」の下に「、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第六条第二号二中「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する」を削り、同号ホ中「機関又は」を「機関、県が設立した地方独立行政法人又は」に改め、同条第四号中「地方独立行政法人又は他の土地開発公社等」を「県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等」に、「の機関との」を「との」に改め、同条第五号及び第六号中「国等の機関」を「国等」に改める。

第十三条第一項中「に県」の下に「、県が設立した地方独立行政法人」を加え、「地方独立行政法人、他の土地開発公社等」を「県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人、佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等」に改める。

第十六条第三項中「県の施設」の下に「、県が設立した地方独立行政法人の施設」を加える。

第十七条第一項中「(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく」を「による」に改め、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人等に対する異議申立て)

第十六条の二 県が設立した地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は当該佐賀県土地開発公社等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

(佐賀県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第二十九条の三」に改める。

第二条第二号中「内水面漁場管理委員会」の下に「、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三号中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第七条第三項第七号中「地方独立行政法人又は他の土地開発公社等」を「県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等(以下「国等」という。)」に改める。

第八条第一項第七号中「地方独立行政法人若しくは他の土地開発公社等」を「県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人若しくは佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等」に改める。

第十一条中「職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人及び佐賀県土地開発公社等)については、その役員を含む。以下同じ。)」を加える。

第十四条第二号ホ中「機関又は」を「機関、県が設立した地方独立行政法人又は」に改め、同条第五号中「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は他の土地開発公社等(以下「国等」という。の機関」を「国等」に改め、同条第六号及び第七号中「国等の機関」を「国等」に改める。

第十八条第一項中「に県」の下に「、県が設立した地方独立行政法人」を加え、「地方独立行政法人、他の土地開発公社等」を「県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人、佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等」に改める。

第二十九条第二項中「県の施設」の下に「、県が設立した地方独立行政法人の施設」を加える。

第三十条第一項中「(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく」を「による」に改め、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人等に対する異議申立て)

第二十九条の三 県が設立した地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等

がした開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は当該佐賀県土地開発公社等に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

（佐賀県職員給与条例の一部改正）

第三条 佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万円、」及び「その他の」を削り、「七千二百円」を「七千二百円」に改め、「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては三万円、」を削り、「一万八千円」を「一万八千円」に改める。

（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第四条 佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第二章中第八条の次に次の一条を加える。

（特定一般地方独立行政法人役員から復帰した職員の在職期間の計算）

第八条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定一般地方独立行政法人（県が設立した一般地方独立行政法人）であつて、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているものをいう。以下この条において同じ。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人役員が、特定一般地方独立行政法人の要請に

応じ、引き続きいて職員となるため退職し、かつ、引き続きいて職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第七条(第五項及び第六項を除く。)の規定を準用する。

4 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人役員となつた場合又は第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人役員となつた場合においては、別に知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第五条 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和四十一年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条第一項第一号中「県立病院好生館又は」を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

(公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第六条 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「のうち、」の下に「県が基本金その他これに準ずるものを出資しているもので」を加え、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 県が設立した一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。)のうち、県内に事務所を有するもので人事委員会規則で定めるもの

(佐賀県特別会計設置条例の一部改正)

第七条 佐賀県特別会計設置条例(昭和三十九年佐賀県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十五 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付金特別会計 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付金の貸付事業及び病院事業債の管理事業
第一条の見出し及び条名を削る。
第二条を削る。

(佐賀県立病院好生館使用料手数料条例等の廃止)

第八条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 佐賀県立病院好生館使用料手数料条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十三号)

二 佐賀県立病院好生館の設置等に関する条例(昭和四十一年佐賀県条例第四十二号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。

(佐賀県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 佐賀県立病院好生館特別会計の平成二十一年度分の収入、支出及び決算に關しては、なお従前の例による。

3 佐賀県立病院好生館特別会計の平成二十一年度の出納の完結の際同会計に属する現金並びに権利及び義務は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館に承継されるものを除き、その出納の完結の際一般会計に帰属するものとする。
(佐賀県立病院好生館の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の佐賀県立病院好生館の業務に係る第八条の規定による廃止前の佐賀県立病院好生館の設置等に関する条例第六条及び第七条の規定による業務状況の作成及び公表については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、第一条の規定による改正前の佐賀県情報公開条例(以

下「改正前の情報公開条例」という。）若しくは第二条の規定による改正前の佐賀県個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定により知事がした処分、手続その他の行為で現に効力を有するもの又は施行日前に改正前の情報公開条例若しくは改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してなされた開示請求その他の手続で、施行日以後においては地方独立行政法人佐賀県立病院好生館が知事から承継することとなる公文書に係るものは、施行日以後における佐賀県情報公開条例又は佐賀県個人情報保護条例の適用については、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館がした処分、手続その他の行為又は地方独立行政法人佐賀県立病院好生館に対してなされた開示請求その他の手続とみなす。

（県立病院好生館特別会計規則の廃止）

6 県立病院好生館特別会計規則（明治三十五年佐賀県令第十三号）は、廃止する。

第一条（佐賀県情報公開条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 略</p> <p>第三章 不服申立て（第十六条の二―第十九条）</p> <p>第四章・第五章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社及び佐賀県道路公社（以下「佐賀県土地開発公社等」という。）をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>（公文書の開示義務）</p> <p>第六条 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しななければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるも</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 略</p> <p>第三章 不服申立て（第十七条―第十九条）</p> <p>第四章・第五章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社及び佐賀県道路公社（以下「佐賀県土地開発公社等」という。）をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>（公文書の開示義務）</p> <p>第六条 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しななければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるも</p>

改正後	改正前
<p>のを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ〜ハ 略</p> <p>二 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）、第二十四条第一項に規定する法人等及び第二十五条第一項に規定する公の施設の管理を行う法人等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）並びに当該職務遂行の内</p>	<p>のを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ〜ハ 略</p> <p>二 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人、土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）、第二十四条第一項に規定する法人等及び第二十五条第一項に規定する公の施設の管理を行う法人等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあ</p>

改正後	改正前
<p>容に係る部分</p> <p>ホ 県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等（以下「県の機関等」という。）が作成した実際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報。ただし、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるもの及び実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した実際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものを除く。</p> <p>三 略</p> <p>四 県の機関等と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等（以下「国等」という。）との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県の機関等と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの</p> <p>五 県の機関等又は国等の事務事業について県の機関等の内部若しくは県の機関相互又は県の機関等と国等との間において行われる審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの</p>	<p>つては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>ホ 県の機関又は佐賀県土地開発公社等（以下「県の機関等」という。）が作成した実際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報。ただし、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるもの及び実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した実際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものを除く。</p> <p>三 略</p> <p>四 県の機関等と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は他の土地開発公社等（以下「国等」という。）の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県の機関等と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの</p> <p>五 県の機関等又は国等の事務事業について県の機関等の内部若しくは県の機関相互又は県の機関等と国等の機関との間において行われる審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの</p>

改正後	改正前
<p>六 県の機関等又は国等が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等（以下「検査等」という。）。に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの</p> <p>七〇九 略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第十三条 開示請求に係る公文書に県、県が設立した地方独立行政法人、佐賀県土地開発公社等、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人、佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等及び請求者以外のもの（以下この条、第十八条及び第十九条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>二・三 略</p> <p>（他の制度等との調整）</p> <p>第十六条 略</p> <p>二 略</p> <p>三 この章の規定は、佐賀県立図書館その他の県の施設、県が設立した地方独立行政法人の施設又は佐賀県土地開発公社等の施設</p>	<p>六 県の機関等又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等（以下「検査等」という。）。に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの</p> <p>七〇九 略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第十三条 開示請求に係る公文書に県、佐賀県土地開発公社等、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、他の土地開発公社等及び請求者以外のもの（以下この条、第十八条及び第十九条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>二・三 略</p> <p>（他の制度等との調整）</p> <p>第十六条 略</p> <p>二 略</p> <p>三 この章の規定は、佐賀県立図書館その他の県の施設又は佐賀県土地開発公社等の施設において、県民の利用に供することを目</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>において、県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。</p> <p>第三章 不服申立て</p> <p>(県が設立した地方独立行政法人等に対する異議申立て)</p> <p>第十六条の二 県が設立した地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は当該佐賀県土地開発公社等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。</p> <p>(不服申立てがあつた場合の手續)</p> <p>第十七条 開示決定等について、行政不服審査法による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、裁決又は決定に当たり、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>的として管理している公文書については、適用しない。</p> <p>第三章 不服申立て</p> <p>(不服申立てがあつた場合の手續)</p> <p>第十七条 開示決定等について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、裁決又は決定に当たり、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>改正後</p> <p>目次</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p>第四章 不服申立て(第二十九条の三―第三十九条)</p> <p>第五章～第七章 略</p> <p>附則</p>	<p>改正前</p> <p>目次</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p>第四章 不服申立て(第三十条―第三十九条)</p> <p>第五章～第七章 略</p> <p>附則</p>

第二条(佐賀県個人情報保護条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、<u>県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社及び佐賀県道路公社（以下「佐賀県土地開発公社等」という。）</u></p> <p>三 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>四・五 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社及び佐賀県道路公社（以下「佐賀県土地開発公社等」という。）をいう。</p> <p>三 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>四・五 略</p>

改正後	改正前
<p>(収集の制限)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等（以下「国等」という。）から収集する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることにより本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>八 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人若しくは佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、利用し、又は提供することに相当な理由があるとき。</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は他の土地開発公社等から収集する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることにより本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>八 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の土地開発公社等に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、利用し、又は提供することに相当な理由があるとき。</p>

改正後	改正前
<p>八・九 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員等の義務)</p> <p>第十一条 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び佐賀県土地開発公社等)にあつては、その役員を含む。以下同じ。)は、職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>	<p>八・九 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員等の義務)</p> <p>第十一条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>
<p>(開示義務)</p> <p>第十四条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 開示請求者(前条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第十八条第一項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第十四条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 開示請求者(前条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第十八条第一項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。</p>

改正後	改正前
<p>イ〜二 略</p> <p>ホ 県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等（以下「県の機関等」という。）が作成した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に記録されている当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報。ただし、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条第二号ホに規定する実施機関が別に定めるもの及び実施機関が佐賀県情報公開条例において開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして佐賀県情報公開条例第六号ホに規定する実施機関が別に定めるものを除く。</p> <p>三・四 略</p> <p>五 県の機関等と国等との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県の機関等と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの</p> <p>六 県の機関等又は国等の事務事業について県の機関等の内部若しくは県の機関等相互又は県の機関等と国等との間において行われる審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの</p>	<p>イ〜二 略</p> <p>ホ 県の機関又は佐賀県土地開発公社等（以下「県の機関等」という。）が作成した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に記録されている当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報。ただし、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条第二号ホに規定する実施機関が別に定めるもの及び実施機関が佐賀県情報公開条例において開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして佐賀県情報公開条例第六号ホに規定する実施機関が別に定めるものを除く。</p> <p>三・四 略</p> <p>五 県の機関等と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は他の土地開発公社等（以下「国等」という。）の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県の機関等と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの</p> <p>六 県の機関等又は国等の事務事業について県の機関等の内部若しくは県の機関等相互又は県の機関等と国等の機関との間において行われる審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの</p>

改正後	改正前
<p>七 県の機関等又は国等が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等（以下「検査等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの</p> <p>八～十 略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第十八条 開示請求に係る個人情報に県、県が設立した地方独立行政法人、佐賀県土地開発公社等、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人、佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第三十一条及び第三十二条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報に記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（他の制度等との調整）</p> <p>第二十九条 略</p> <p>2 前章及びこの章の規定は、佐賀県立図書館その他の県の施設、県が設立した地方独</p>	<p>るもの</p> <p>七 県の機関等又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等（以下「検査等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの</p> <p>八～十 略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第十八条 開示請求に係る個人情報に県、佐賀県土地開発公社等、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、他の土地開発公社等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第三十一条及び第三十二条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報に記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（他の制度等との調整）</p> <p>第二十九条 略</p> <p>2 前章及びこの章の規定は、佐賀県立図書館その他の県の施設又は佐賀県土地開発公</p>

		改正後	改正前	
		<p>立行政法人の施設又は佐賀県土地開発公社等の施設において、県民の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>第四章 不服申立て</p> <p>(県が設立した地方独立行政法人等に対する異議申立て)</p> <p>第二十九条の三 県が設立した地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等がした開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は当該佐賀県土地開発公社等に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。</p> <p>(不服申立てがあった場合の手続)</p> <p>第三十条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、裁決又は決定に当たり、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>社等の施設において、県民の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>第四章 不服申立て</p> <p>(不服申立てがあった場合の手続)</p> <p>第三十条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、裁決又は決定に当たり、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 略</p>	
	<p>第三条（佐賀県職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表</p>			
	改正後	<p>(宿日直手当)</p> <p>第十六条の二 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千二百円（入</p>	改正前	<p>(宿日直手当)</p> <p>第十六条の二 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千二百円（入</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、七千二百円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千三百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、一万八千円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p>	<p>2 略</p> <p>院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千二百円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千三百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては三万円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては一万八千円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p>

第四条（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 一般の退職手当（第二条の四―第八条の二）</p> <p>第三章～第五章 略</p> <p>附則</p> <p>（特定一般地方独立行政法人役員から復帰した職員の在職期間の計算）</p> <p>第八条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定一般地方独立行政法人（県が設立した一般地方独立行政法人であつて、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 一般の退職手当（第二条の四―第八条）</p> <p>第三章～第五章 略</p> <p>附則</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続きいて当該一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているものをいう。以下この条において同じ。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人役員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終りまでの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。</p> <p>2 特定一般地方独立行政法人役員が、特定一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続きいて職員となるため退職し、かつ、引き続きいて職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。</p> <p>3 前二項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第七条(第五項及び第六項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>4 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人役員となつた場合又は第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人役員となつた場合においては、別に知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、</p>	

支給しない。	改正後	改正前
--------	-----	-----

第五条（佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 六略</p> <p>七 九略</p> <p>十 二十二略</p> <p>第十一条 削除</p>	<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 六略</p> <p>七 夜間看護等手当</p> <p>八 十略</p> <p>十一 死体解剖作業手当</p> <p>十二 二十四略</p> <p>（夜間看護等手当）</p> <p>第十一条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 県立病院好生館に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。第三十一条の三において同じ。）において行われる看護等の業務に従事したとき。</p> <p>二 県立病院好生館に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち人事委員会規則で定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務一回につき三千三百円を超えてはならない。</p> <p>（放射線取扱手当）</p> <p>第十二条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 県立病院好生館又は保健所に勤務する</p>

改正後	改正前
<p>診療エックス線技師並びに常時それらの補助に従事する職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p> <p>第十七条 削除</p>	<p>診療放射線技師及び診療エックス線技師並びに常時それらの補助に従事する職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p> <p>(死体解剖作業手当)</p> <p>第十七条 死体解剖作業手当は、県立病院好生館に勤務する職員が死体解剖作業に従事した場合に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、その解剖した死体一体につき二千五百円を超えてはならない。</p>

第六条（公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人のうち、県が基本金その他これに準ずるものを出資しているもので人事委員会規則で定めるもの</p> <p>二 県が設立した一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。)のうち、県内に事務所を有するもので人事委員会規則で定めるもの</p> <p>三 略</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、法第二条第一項各号に掲げる団体のうち、その業</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人のうち、人事委員会規則で定めるもの</p> <p>二 略</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法第二条第一項各号に掲げる団体のうち、その業</p>

改正後	<p>務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2・3 略</p>
改正前	<p>務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2・3 略</p>

第七条（佐賀県特別会計設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>一〇十四 略</p> <p>十五 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付金特別会計 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付金の貸付事業及び病院事業債の管理事業</p>	改正前	<p>（設置）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>一 佐賀県立病院好生館特別会計 佐賀県立病院好生館の病院事業</p> <p>二〇十五 略</p> <p>（弾力条項の適用）</p> <p>第二条 前条第一号の特別会計については、法第二百十八条第四項前段の規定を適用することができるものとする。</p>
-----	---	-----	---